

「取引所為替証拠金取引に関する約款」の一部改正について

下線部変更  
(平成30年7月9日)

現 行	変 更 後
<p>第27条 (免責事項)</p> <p>(省 略)</p> <p>(1) ~ (12) (省 略)</p> <p>(13) お客様が発注した注文または第18条第2項のロスカット注文が、取引所の流動性不足や注文数の増加などにより、約定までに時間がかかったために損害が生じた場合。</p> <p>(以下省略)</p> <p>附則 本規定は、<u>平成30年1月22日</u>より施行する。</p>	<p>第27条 (免責事項)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(1) ~ (12) (現行どおり)</p> <p>(13) お客様が発注した注文または第18条のロスカット注文が、取引所の流動性不足や注文数の増加などにより、約定までに時間がかかったために損害が生じた場合。<u>また、当社の責めに帰さないシステム障害により予定されたロスカット注文や本来の取引が実行されずに発生した損害。</u></p> <p>(以下現行どおり)</p> <p>附則 本規定は、<u>平成30年7月9日</u>より施行する。</p>